

京都大学附属図書館研究開発室要項

(平成16年9月27日附属図書館長裁定)

第一条 京都大学附属図書館（以下「図書館」という。）に、研究開発室を置く。

第二条 研究開発室は、図書館の機能を充実するため、次の各号に掲げる事項に関し研究及び開発を行う。

- 一 電子図書館に関する事。
- 二 マルチメディア情報のサービスに関する事。
- 三 図書館資料の収集、分類、整理等に関する事。
- 四 図書館の利用方法に関する事。
- 五 貴重図書及びこれに類する図書館資料の保存及び公開に関する事。
- 六 その他必要な事項

第三条 研究開発室に室長を置く。

- 2 室長は、図書館長をもつて充てる。
- 3 室長は、研究開発室の業務を総括する。

第四条 研究開発室に、室員を置き、教員及びその他の職員をもつて充てる。

第五条 研究開発室に、必要に応じて、調査研究員を置くことができる。

- 2 調査研究員は、研究開発室の業務のうち、専門的事項について調査研究を行う。
- 3 調査研究員は、学外の専門的知識を有する者のうちから館長が委嘱する。

第六条 調査研究員の任期は、一年とし、再任を妨げない。

第七条 研究開発室に関する事務は、附属図書館図書館企画課において処理する。

第八条 この要項に定めるもののほか、研究開発室の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て室長が定める。

附 則

この要項は、平成16年 4月 1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年 4月 1日から実施する。